

第6章 広域的な視点からの応急対応力の強化

この章のポイント

大規模な災害が発生した場合、発災直後の的確かつ迅速な初動対応が多く命を救うことに繋がる。区の対応力を超える大規模な災害では、区外からの応援を求めなければならない。

ここでは、大規模な地震が発生した場合における、区災害対策本部の体制や、国・都や域外の自治体などとの広域的な連携及び応援部隊の活動拠点の整備等の対策を示す。

1 想定される事態と認識

- 新たな被害想定では、区の死傷者約 3,600 人、避難者約 120,000 人など重大な人的被害、区民の生活を支えるライフライン被害などが想定されている。
- 区民の命と都市機能の維持に向け、区の初動態勢や広域連携体制等の強化、救出・救助活動やライフライン等の復旧の迅速化のための活動拠点の充実が必要である。

2 現在の到達状況

（1）初動対応体制

- 区の初動態勢（災害対策本部態勢・臨時非常配備態勢等）を構築
- 「墨田区事業継続計画＜地震・風水害編＞」の策定（令和元年度）

（2）広域連携体制

- 95 自治体及び 222 民間団体等との協力協定を締結（令和 7 年 3 月現在）

（3）応急活動拠点

- 大規模救出救助活動拠点となるオープンスペースの確保（2 か所）
- 指定避難所へのヘリサインの表示（35 か所）（令和 7 年 3 月現在）

3 対策の方向性

（1）初動対応体制の構築

- 発災直後からの応急対策活動を円滑に実施するために、必要な施設及び体制等を事前に整備する。
- 自然災害や事故等があっても区役所の主要な業務を中断させず、中断しても可能な限り短期間で再開させるため B C P を策定する。
- 災害時に人命を守るために、平時から体制を整備し、発災後の迅速な救助・救急を実施する。

（2）広域連携体制の強化

- 協定締結自治体間で円滑な連絡調整や情報共有ができるよう、広域連携に係る調整体制を強化するとともに、防災関係機関や事業者を含めた協力機関との連携を推進する。

（3）応急活動拠点の整備、拡大

- 広域支援・救助部隊のベースキャンプやライフラインの復旧活動拠点として活用できるオープンスペースを確保することで、大規模救出活動や復旧活動を円滑に実施する。

第1章
区、区民、防災機関等の
基本的責務と役割

第2章
区民と地域の防災力向上

第3章
安全な都市づくりの実現

第4章
安全な交通ネットワーク
及びライフライン等の確保

第5章
津波等対策

第6章
広域的な視点からの応急
対応力の強化

第7章
情報通信の確保

第8章
医療救護・保健等対策

4 具体的な取組

地震前の行動

（予防対策）

初動対応体制の整備

- 活動拠点の中心となる区役所の整備の継続
- 物的・人的支援の受援体制等の構築・整備
- 円滑な災害対策活動のための総合防災訓練等の実施
- 区の業務継続のための墨田区事業継続計画（地震・風水害編）の見直し
- 事業者のBCP策定の推進
- 警察、消防、区等の必要な資器材等の充実強化及び救助・救急体制の整備、教育訓練の充実

広域連携体制の構築

- 特別区及び近隣自治体との協定締結
- 防災協力関係自治体との広域連携
- 民間団体等との協定締結

応急活動拠点等の整備

- 公園、児童遊園の設置等による防災空地の確保
- 災害時におけるオープンスペースの防災施設としての活用推進

地震直後の行動

（応急対策）
発災後
72時間
以内

初動対応活動の展開

- 非常配備態勢の発令、区災害対策本部の設置・運営、区防災会議の招集
- 指定公共機関及び指定地方公共機関の所管に係る災害応急対策の実施、都・区の応急対策への協力
- 警察による交通規制、救出・救助、避難誘導、死体調査・検視の実施、公共の安全と秩序の維持
- 消防による消火活動、救助・救出、情報収集の実施

広域連携による対応の実施

- 管内防災関係機関、他区市町村、民間等の応援協力
- 警察災害派遣隊・緊急消防援助隊・自衛隊への派遣要請
- 東京労働局及び城北労働・福祉センターへの労務供給の要請

応急活動拠点の使用調整

- オープンスペースの被害状況・使用の可否の把握
- オープンスペースの使用に関する都との調整の実施

地震後の行動

（復旧対策）
発災後
1週間
目途

5 到達目標

■迅速かつ的確な活動を可能とする強固な初動態勢の構築

■他自治体や民間団体等との連携強化による円滑な広域連携の強化

■大規模救出活動や復旧活動のための活動拠点の確保
■全ての指定避難所へのヘリサインの表示

予防対策

第1節 初動対応体制の整備

発災時は、区各部はもとより、都、自衛隊、警察署、消防署をはじめとする応援部隊なども含めて、応急対策活動にあたる関係機関が有機的に連携し、全体として一体となって活動を展開する必要がある。こうした活動を実現するため、具体的な初動時の対応や他自治体等からの支援の受入れ、オープンスペースの計画的な利用など、対策全般を統合的に運用するため、自衛隊、警察署、消防署などの関係機関の能力を最大限発揮できるよう、あらゆるインフラを活用し、実効ある体制を構築する。

第1項 区庁舎の整備

[区]

敷地面積 8,796.95 m²・延べ床面積 41,188.87 m²の区庁舎（すみだリバーサイドホールを含む。）は、防災センターを有するなど、災害対策の活動拠点である。発災時に備え、適切に保守点検等を行い、機能維持を図る。

1 平常時の設備

項 目	庁 舎	リバーサイドホール	付属施設
電 気 設 備	受電方式：三相3線式2回線・6.6KV 変 圧 器：計7,000KVA 発 電 機：コージェネ発電機 375KVA×2基		
給排水設備	上水設備：受水槽 48t×2基、高置水槽 18t（高層＋中層）×1基 中水設備：雑排水・雨水利用設備（雨水貯留槽 1000 t） 給湯設備：中央式・ガスエンジン排熱利用局所式・電気貯湯式湯沸器（飲料用）		

2 非常時の設備

項 目	非常時用の設備	備 考
電 気 設 備	発電機：非常用発電機 1,000KVA×1台 （ガスタービン、燃料：A重油） 設置場所：地下2階機械室 重油備蓄量：20,000ℓ	※法定負荷（非常用照明・消火栓ポンプ等）及び保安負荷（保安照明・エレベーター等）に3日間の電力供給可能
	発電機：非常用発電機 80KVA×1台 （ディーゼル、燃料：A重油） 設置場所：屋上 重油備蓄量：1,950ℓ	※防災用負荷（防災無線装置・関連機器）に3日間の電力供給可能
給排水設備	防災用飲料水：受水槽 48t×2基（上水設備と兼用）	
	トイレ等の洗浄用水：雑排水・雨水利用設備（雨水貯留槽 1,000t）	
そ の 他 の 防 災 設 備	防排煙設備、避雷針、自動火災報知設備、スプリンクラー、屋内消火栓、ハロゲン化物消火、泡消火、消防用水、連結送水管	

第2項 発災時の受援体制の整備

〔区〕

発災時には、自衛隊、警察署、消防署をはじめとする応援部隊なども含めて、応急対策活動にあたる防災関係機関が有機的に連携し、一体となって活動を展開する。区は、こうした初動時の対応や他自治体等からの応援職員の受入れや物的支援、ボランティアの受入れなど、対策全般を統合的に運用できるよう、あらかじめ墨田区災害時受援・応援計画を策定し、受援体制を整備する。また、他自治体が被災し、被災を免れた本区から他自治体へ応援職員を派遣する場合の「支援体制（応援体制）」についても整備するものとする。

第3項 防災訓練

〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕

初動対応体制の実効性を確保するために、区及び防災関係機関において防災訓練を実施する。

1 区の防災訓練

区は、地域における第一次的防災機関として円滑に災害対策活動を実施するため、防災訓練に必要な組織及び訓練実施方法等に関する計画を定め、平常時よりあらゆる機会を捉え、訓練の実施に努める。訓練は、防災関係機関及び区民が一体となって実施するなど、関係機関相互の協力体制の強化も視野に入れ行うものとする。

（1）区総合防災訓練

災害対策基本法に基づき、区の地域に大地震が発生したことを想定し、区及び防災関係機関が住民と一体になって墨田区地域防災計画に記されたそれぞれの役割を習熟するとともに、区及び防災関係機関相互の協力体制を緊密にすることを目的とし、毎年実施している。参加機関は、区、地域住民、事業者、都、防災関係機関等とする。

（2）職員災害対応訓練

災害時の初動対応力を強化するため、区災害対策本部運営訓練、災対各部運営訓練、職員参集訓練、現地実動訓練、図上訓練を実施する。また、訓練の結果を踏まえ、「墨田区職員災害対策マニュアル」等の見直しを行い、実効性のある体制整備に努めることとする。

2 警察署の防災訓練

9月1日の震災警備訓練のほか、宿直時間帯における初動措置訓練等、年間を通じて区及び区民と協力して随時実施する。

訓練項目は、警備要員の招集及び部隊編成訓練、情報収集伝達訓練、各級警備本部設置、交通規制訓練、避難誘導訓練、広報訓練、救出救護訓練、津波対策訓練、通信伝達訓練、装備資器材操作訓練とする。

参加関係機関は、防災関係機関、住民防災組織、区民交通規制支援ボランティア、事業者等とする。

3 消防署の震災消防訓練

震災消防活動能力の向上を図るため震災消防訓練を実施するとともに、年1回、全庁的に総合震災消防訓練を実施する。

訓練項目は、非常招集命令伝達訓練、参集訓練、初動措置訓練、情報収集訓練、通信運用訓練、署隊本部等運営訓練、部隊編成訓練、部隊運用訓練、火災現場活動訓練、救助・救急活動訓練等とする。

参加機関は、防災関係機関、消防団、東京消防庁災害時支援ボランティア等とする。

第2節 事業継続計画の策定

災害時において優先して継続すべき重要業務が中断しないように、また、万一業務が中断した場合にも早期に事業を再開し継続できるように、区及び関係機関、事業所等においては事業継続計画（BCP^(*)）の策定を行う。

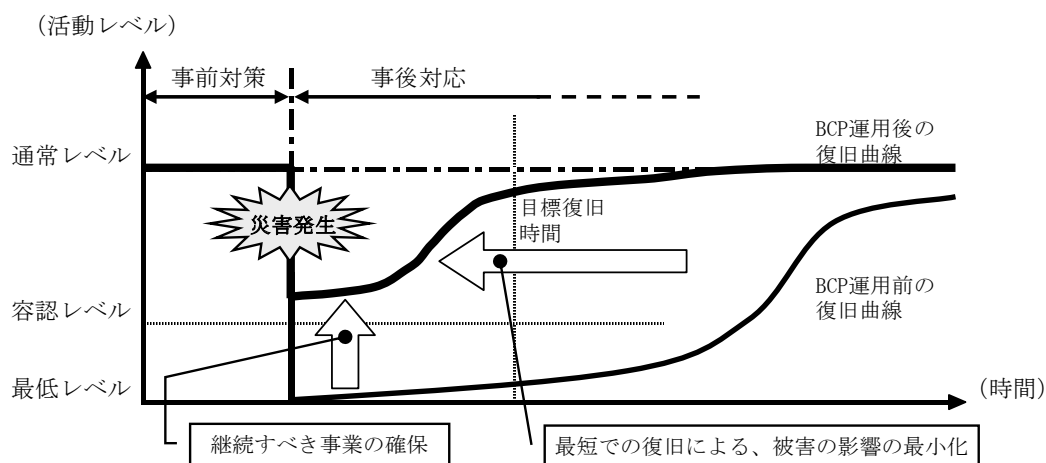
第1項 区政のBCP等の策定

〔区〕

区は、行政機関自体が被災することを前提に、応急・復旧業務や中断できない通常業務に優先順位をつけて整理することで、地域防災計画を補強し、応急・復旧業務の実効性を高めるために「墨田区事業継続計画」を策定のもと、区政の事業継続を図る。

なお、区政のBCP策定に当たっては、切迫性が高く、区政が甚大な被害を受ける可能性の高い地震災害等に対するBCPを優先することとし、「墨田区事業継続計画＜地震・風水害編＞」を策定（改定）した。また、インフルエンザやコロナウイルス等感染症対応についても適宜改定を行っている。

【区政の事業継続の考え方（概念図）】



(*) BCP (Business Continuity Plan) とは、災害発生時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針を計画として作成するもの。事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などが含まれる。

第2項 事業者のBCPの策定

[区]

事業者がBCPを策定することにより、震災発生時においても、事業の継続や迅速な復旧が図られるほか、地域貢献・地域との共生を通じて地域の早期復興にも繋がることから、都と連携し、事業者のBCP策定を促進する。

第3節 消火・救助・救急活動体制の整備

[陸上自衛隊、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

消火・救助・救急活動等を迅速かつ的確に行うため、必要な体制を整備する。

機 関 名	対 策 内 容
陸 上 自 衛 隊	災害派遣計画等の整備
警 視 庁 第 七 方 面 本 部 本 所 ・ 向 島 警 察 署	1 災害時に必要な装備資器材の整備及び充実強化 2 緊急交通路等を確保するために必要な体制の強化
東 京 消 防 庁 第 七 消 防 方 面 本 部 本 所 ・ 向 島 消 防 署	1 災害時に必要な装備・資器材の充実強化を図り、消火・救助・救急体制を整備 2 航空消防活動体制の整備 3 関係機関と連携した多数傷病者の搬送体制の確立 4 孤立が想定される地区における救助訓練を実施 5 立体救助ユニットを配備し、安全かつ実践的な訓練を実施 6 特別区消防団に対する教育訓練の実施 7 外国人への救急対応の充実強化
防 災 関 係 機 関	防災業務計画等について見直しを行い、必要に応じて修正

第4節 広域連携体制の構築

[区]

1 他自治体との相互応援協定の締結

大地震等の災害が発生した場合には、被災した自治体独自では十分な対策が実施できなくなる。この場合、被災を免れた自治体は、被災した自治体の要請に基づき、職員の派遣、物資の供給等の支援を実施する必要がある。また、本区が被災地になったときにも、同様の事態が生ずるものと考えられる。これらを踏まえ、次の（１）（２）のとおり、広域的な自治体の連携・住民による相互協力の推進を図り、被災自治体を支援するとともに、本区の防災力を高める。

- （１）災害時における応急対策の万全を期するため、江東５区及び隣接区との平常時の資料提供、交換及び各種連絡を密にし、連絡員の派遣等適切な措置を講じるものとする。
- （２）災害対策基本法第67条の規定に基づき、区が他の区市町村に対し応援を求め、又は応援する場合、その事務が円滑に行われるよう、あらかじめ隣接区や交流実績のある他市町村等と応援、手続等必要な事項についての相互応援協定を締結しておくものとする。

※ Ⅲ-01：自治体との協力協定一覧（別冊 P205 参照）

2 民間団体等との協力協定

区は、災害時、物資の供給、施設への一時避難収容、人材の派遣等、さまざまな協力を積極的かつ効率的に得ることができるよう、区の地域内にある公共的団体、民間団体等とあらかじめ協力協定内容等について協議のうえ、各種協定を締結しておくものとする。

※ Ⅲ-02：民間団体等との協力協定一覧（別冊 P207 参照）

第5節 応急活動拠点等の整備

第1項 オープンスペースの確保

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

1 公園等の整備

(1) 公園、緑地等

公園、児童遊園は、平常時は区民の憩いの場であり、震災時には一時的な避難場所となるほか、延焼を防止する機能がある。都市公園法施行令第1条の2では市街地における1人当たりの公園面積の基準は5㎡以上であり、これらの確保については、国・都とも連携し総合的に取り組んでいく。本区においても公園、児童遊園の設置等、可能な限り積極的に防災空地の確保に努めるものとする。

また、今後は、火災の延焼防止に有効な樹木についても検討し、一層の緑化に努めていくとともに、公園の改修等に合わせ、災害時にも活用が可能な公園トイレの改築を区が進めていく。さらに、日常的な野外活動や気軽なスポーツ等を行うことができるオープンスペースを確保し、災害時における避難場所等の機能を有する防災施設としての活用を図っていく。

(令和6年4月1日現在)

区分		箇所数 (箇所)	総面積 (㎡)	人口1人当たり の面積 (㎡/人)	
総 数			175	934,254	3.28
	公 園	区 立	70	613,386	2.14
		都 立	3	133,593	0.47
	児童遊園		66	32,899	0.12
	その他（区管理外 ^(*) ）		2	8,760	0.03
	体育施設 (**)	野 球 場 ・ 球 技 場 ・ 競 技 場	23	137,940	0.48
庭 球 場		11	7,676	0.03	

(2) 防災広場

区では、緑二丁目及び八広三丁目の2か所の防災広場を造成しており、地域住民による防災活動の拠点及び密集市街地における火災の拡大防止のための広場として活用するとともに、平常時においては、防災訓練用地、区民の集う広場、子どもの遊び場等、コミュニティの場として地域住民に開放している。

※ V-19：区立公園等における防災機能（別冊 P286 参照）

2 避難場所、地区内残留地区の指定

東京都震災対策条例に基づき、延焼火災が発生した場合に備え、現在10か所（うち区外の避難場所として「猿江恩賜公園一帯」1か所）の「避難場所」の指定及び地区割当が行われている。避難場所への避難は、区部全域の人々の一斉避難を想定した地区割当計画に基づき、区長の指示などによる自由避難（任意の経路を利用して避難）とする。

(*) 区管理外は立花一丁目団地遊園、トミンハイム横川一丁目遊園。

(**) 体育施設については、面数を記載。

なお、避難場所は、地区割当計画の避難計画人口に対して、避難場所内の建物などを除き、震災時に拡大する火災によるふく射熱の影響を考慮して算定した利用可能な避難空間を、原則として1人あたり1㎡確保する。また、避難場所における避難者の安全を確保するため、消防署と連携して、震災時の水利整備基準に基づき、当該地域に防火水槽等を整備する。

また、都は、万が一火災が発生しても、大規模な延焼火災のおそれがなく、広域的な避難をする必要のない地区となる「地区内残留地区」を、避難場所と併せて指定しており、区内では、錦糸町地区を指定している。

3 応急対策等における活用

（1）区立公園等

一時（いっとき）集合場所^(*)等として、発災直後から活用するとともに、被災状況により、災害廃棄物仮置場や応急仮設住宅建設用地等として活用する。

（2）都立公園

避難場所のうち、都立公園である横網町公園、東白鬚公園及び猿江恩賜公園については、都立公園の震災時利用計画等に基づき、地震発生後の時間経過に合わせて、公園地の有効利用を図っていく予定になっている。

このうち、横網町公園及び東白鬚公園の区内2公園については、オープンスペースとして区内の復旧活動促進に大きく寄与するものであるため、管理者である都建設局との連絡を密にしながら、震災時における円滑な利用を図る。

（3）一時滞在施設

路上等の屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない者を一時的に収容する施設を確保する。

（4）遺体収容所

区は遺体収容所の設置等に関し、あらかじめ、関係機関と協議を行い、条件整備に努める。また、遺体収容所について、死者への尊厳や遺族感情、効率的な検視・検案^(**)・身元確認の実施に資するよう、一定の条件を満たす施設を、事前に指定・公表するよう努める。

4 その他のオープンスペース

その他、区内の利用可能なオープンスペースの把握・確保に努め、都及び関係機関と連携の上、応急活動拠点等としての活用を定める。

^(*) 避難場所へ避難する前に、近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所、又は、避難者が避難のために一時的に集団を形成する場所で、集合した人々の安全が確保されるスペースを有する公園等をいう。

^(**) 検視官（警察官）が犯罪性の有無の視点から、死亡の状況や死因調査を行うことをいう。検案とは、監察医（医師）が死亡原因を調べることをいう。

第2項 医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場

〔区、陸上自衛隊、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕

都が指定する災害拠点病院からおおむね5 km以内の陸路地点に医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場が指定されており、区内では2か所指定されている。

災害時には、これらのヘリコプター緊急離着陸場を活用した救命搬送等が実施される。

候補地名	所在地	現況	対象拠点 医療機関	医療機関 所在地
東 墨 田 一 丁 目 運 動 広 場	東 墨 田 一 丁 目 10 番地	運動広場	東京曳舟病院	東向島二丁目 27 番 1 号
都 立 墨 東 病 院 ヘ リ ポ ー ト	江 東 橋 四 丁 目 23 番 15 号	屋上施設	都立墨東病院	併設

第3項 大規模救出救助活動拠点

〔区、陸上自衛隊、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕

都は、自衛隊、広域緊急援助隊（警察署）、緊急消防援助隊（消防署）、その他の広域支援・救助部隊等のベースキャンプとして活用するオープンスペースを、あらかじめ確保することとしている。区内では、墨田清掃工場および白鬚東地区（及び汐入公園）が指定されており、災害時の大規模救出救助活動拠点として活用を図る。

第4項 ヘリサインの設置

〔区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署〕

震災時に、被災地上空から被害状況を確認するとともに、地上の救助機関部隊や災害対策本部と連携し、ヘリコプターによる迅速・効率的な応急対策活動を行うため、区は、区立小・中学校等の屋上にヘリサインを設置している。

● 応急対策

第1節 活動体制

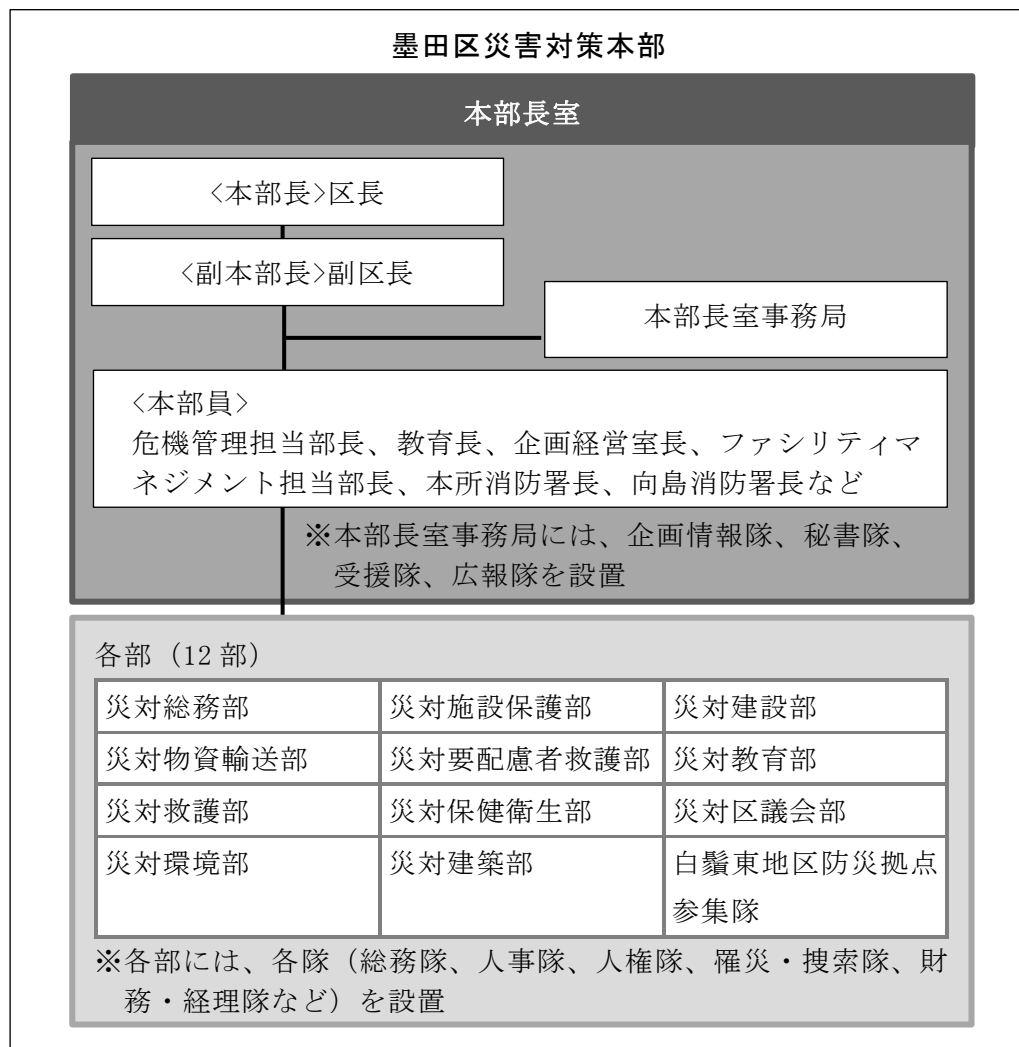
区で災害が発生、又はそのおそれがある場合は、区長が設置する「墨田区災害対策本部」のもとに、職員は非常配備態勢をとる。

第1項 墨田区災害対策本部の組織・運営

区災害対策本部は、本部長（区長）をトップとする災害時に限定した組織で、運営の主導性を確保し、迅速な災害対応や重要な意思決定を行うものである。

1 区災害対策本部の組織

区災害対策本部の組織を以下のとおりとする。



災害対策本部の組織、本部長室の所掌事務等の必要事項は、墨田区災害対策本部条例（昭和38年墨田区条例第7号）、同条例施行規則及びこの計画により定める。

- ※ I-02：墨田区災害対策本部条例（別冊P3参照）
- ※ I-03：墨田区災害対策本部条例施行規則（別冊P4参照）
- ※ II-03：墨田区災害対策本部の組織（別冊P173参照）

2 区災害対策本部の運営

（1）設置

ア 災害対策基本法第23条の2に基づき、区内で災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、区長は、必要があると認めるときは、区災害対策本部を設置するものとする。ただし、職員の非常配備態勢が「自動発令」された場合は、区災害対策本部を設置する。

イ 危機管理担当部長は、区災害対策本部を設置する必要があると認めたときは、本部の設置を区長に具申する。なお、区災害対策本部の各部長の職に充てられている者は、本部を設置する必要があると認めたときは、危機管理担当部長に本部の設置を要請する。

ウ 上記アにかかわらず、区長と連絡が取れないときは副区長が、副区長と連絡が取れないときは危機管理担当部長が区災害対策本部の設置を専決する。

※ II-04：墨田区災害対策本部会議レイアウト（別冊 P182 参照）

（2）通知

本部長室事務局長（危機管理担当部長）は、区災害対策本部が設置されたときは、直ちに次に掲げる者に、区災害対策本部の設置を通知しなければならない。

ア 都知事

イ 警察署、消防署その他の防災関係機関の長

ウ 部長及び隊長の職にあるものは、区災害対策本部設置の通知を受けたときは、速やかに所属職員に対し周知徹底しなければならない。

（3）区災害対策本部の標示の掲示

区災害対策本部が設置された場合は、所定の場所に「墨田区災害対策本部」の標示を掲出するとともに、必要に応じて車両等にも標示旗等を取り付けるものとする。

（4）職務代行

本部長及び副本部長と連絡が取れないときは、危機管理担当部長が本部長の職を代行する。

（5）区災害対策本部の廃止

本部長は、区の地域について災害が発生するおそれが解消したと認めたとき又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、区災害対策本部を廃止する。

区災害対策本部の廃止の通知は、上記（2）に準じて処理する。

3 区災害対策本部の非常配備態勢

区災害対策本部における職員の非常配備態勢は、本部長等が指令する「招集発令」及び本部長から指令があったものとみなす「自動発令」によるものとし、その体制等は次のとおりとする。また、職員の動員表は別冊 II-05 のとおりである。

※ II-05：墨田区災害対策本部動員表（別冊 P183 参照）＜再掲＞

(1) 非常配備態勢

災害の規模に応じ、以下のような配備態勢とする。

区分	発令 ○召集発令、△自動発令	態勢の内容	規模
第1 非常配備態勢	○災害の発生その他の状況により、本部長が必要と認めたとき。	災害の発生を防御するための措置を強化し、救助その他災害の拡大を防止するための措置に必要な準備を開始するほか、通信情報活動を主とする態勢とする。	係長職以上の職員を中心に全職員の30%の配備態勢
第2 非常配備態勢	○局地災害の発生その他の状況により、本部長が必要であると認めたとき。	第1 非常配備態勢の強化と局地災害に対処できる態勢とする。	第1 非常配備職員に全職員 30%を加えた配備態勢
第3 非常配備態勢	○災害が広範な地域に発生し、第2 非常配備態勢では対処できない場合、その他の状況により本部長が必要であると認めたとき。 △区内に震度5強以上の地震が発生したとき。	区災害対策本部が全力をもって災害救護業務に対処する態勢とする。	全職員態勢
なお、非常配備態勢の特例として、本部長は、災害の状況その他により必要があると認めたときは、特定の部に対してのみ非常配備態勢の指令を発し、又は各部に対して種別の異なる指令をすることができる。			

(2) 災害応急対策本部

区内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、区長が災害応急対策の遂行上必要と認めるときは、災害応急対策本部を設置する。

※ I-08：墨田区災害応急対策本部設置要綱（別冊 P13 参照）

4 職員の服務

(1) 職員は、区災害対策本部が設置された場合は、次の事項を厳守しなければならない。

- ア 災害に関する情報及び本部の指示に注意すること。
- イ 不急の行事、会議、出張等中止すること。
- ウ 正規の勤務時間が終了しても、上司の指示があるまでは退庁しないこと。
- エ 勤務場所を離れている場合においても、常に所在を明らかにし、進んで上司と連絡を取ること。

(2) すべての区災害対策本部の職員は、「墨田区職員災害対策マニュアル」に基づき行動するとともに、日頃から習得した防災知識や、訓練等により体得した防災資器材の運用技法を生かすことにより、適正かつ円滑な初動態勢を取り、住民の被害と不安を最小限に抑えなければならない。さらに、職員は、自らの言動によって、住民が安心し、住民の信頼を確保し、更に、本部の活動が円滑に進むよう努めなければならない。

5 墨田区議会災害対策支援本部の設置

区内で地震、台風等の災害による危機的状況が発生し、又は発生するおそれがある場合において、墨田区議会が二元代表制の趣旨に則り、議事機関、住民代表機関としての役割を継続して担い、区災害対策本部と連携・協力し、災害対策活動を支援するとともに、議員自らが安全を保持しつつ、迅速かつ適切な対応を図るため、「墨田区議会BCP（業務継続計画）」を策定した（令和3年3月）。区災害対策本部が設置されたときは、墨田区議会災害対策支援本部を設置し、区の災害対策活動を支援するとともに、議会の機能維持に伴う業務継続体制を構築する。

6 夜間休日等における初動態勢の確保

夜間休日等の勤務時間外に発生する非常災害等に備えて、その事態に対処するための初動態勢を構築する。

（1）臨時非常配備態勢

「臨時非常配備態勢の設置要領」及び「墨田区職員災害対策マニュアル」に基づき、職員は非常活動に従事する。

※ I-07：臨時非常配備態勢の設置要領（別冊P11参照）

（2）区都市計画部危機管理担当職員・防災待機職員住宅入居職員による初動態勢

区都市計画部危機管理担当職員及び防災待機職員住宅（業平職員住宅・借上げ住宅）の入居職員は、勤務時間外に発生した地震等の災害時における初動連絡等に速やかに従事する。

（3）災害時優先携帯電話の配備

発災初動期に区の災害対応へ向けた重要な伝達及び指摘事項を確実に行うため、区災害対策本部の本部長室用として、本部長以下本部員に災害時優先携帯電話を配備している。

（4）職員参集メールの配信

震度5強以上の地震が発生した場合には、自動的に参集メールを職員へ配信し、迅速に初動態勢を確立する。

7 区災害対策本部の設置以外の活動態勢

区災害対策本部が設置される前等における災害応急対策は、区災害対策本部が設置されたときに準じて行う。

8 災害救助法の適用

区内に災害救助法が適用されたときは、区長（区本部長）は都知事（都本部長）の指揮を受けて、災害救助法に基づく救助事務を補助する。

9 平常時における検討組織の設置

平常時における防災対策の検討組織として、区災害対策本部各部からの代表職員で構成する検討組織を設けるものとする。

第2項 区防災会議の招集

〔区、各機関〕

区の地域に災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、区防災会議会長（区長）が、この計画の定めるところにより、区防災会議を招集する。ただし、区の地域に災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策に関し、防災関係機関相互の連絡調整を図る必要があるときは、区防災会議の委員は、会長に区防災会議の招集を要請するものとする。

第3項 防災機関の活動体制

〔各機関〕

指定公共機関及び指定地方公共機関は、所管に係る災害応急対策を実施するとともに、都及び区が実施する応急対策に協力する。

災害対策本部を設置したときには、情報の収集、交換及び連絡を密にし、連絡員の派遣等適切な措置を講じるものとする。

第1章
区、区民、防災機関等の
基本的責務と役割

第2章
区民と地域の防災力向上

第3章
安全な都市づくりの実現

第4章
安全な交通ネットワーク
及びライフライン等の確保

第5章
津波等対策

第6章
広域的な視点からの応急
対応力の強化

第7章
情報通信の確保

第8章
医療救護・保健等対策

第2節 警視庁による警備活動

[警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]

警視庁は、大地震により災害が発生した場合、直ちに警備本部を設置して指揮体制を確立する。

1 大地震時における警察の任務

大地震発生時における警察の任務は、次のとおりとする。

- (1) 被害実態の把握と各種情報の収集
- (2) 交通規制
- (3) 緊急通行車両確認標章の交付
- (4) 被災者の救出救助及び避難誘導
- (5) 行方不明者の捜索及び調査
- (6) 遺体の調査等及び検視
- (7) 公共の安全と秩序の維持

2 警備態勢

(1) 警備本部の設置

大地震により災害が発生した場合、警視庁本部に最高警備本部を設置するほか、第七方面本部に第七方面警備本部を、本所・向島警察署に現場警備本部を設置して、指揮体制を確立する。

(2) 警備要員の措置

ア 大地震の発生を知った署外勤務中の警備要員は、原則として、速やかに自所属に参集する。ただし、交番・駐在所勤務員、交通配置の勤務員その他所属長からあらかじめ指定された警備要員は、参集することなく、直ちに所定の任務に従事する。

イ 大地震の発生を知った非番員は、速やかに自所属に参集する。

(3) 部隊の配備運用

警視庁第七方面本部、本所・向島警察署は、所定の計画に基づき、自動的に警備要員を配置し、被害実態の把握、救出・救護、避難・誘導、交通規制等の措置を取る。

第3節 東京消防庁による消火・救助・救急活動

[東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

東京消防庁は、震災態勢・震災非常配備態勢をとり、災害が発生した時は直ちに震災消防活動を実施する。

1 対策内容と役割分担

- (1) 災害の規模等に応じ所定の計画に基づき部隊を運用する。
- (2) 限られた消防力を最大限に活用し消火活動を実施する。
- (3) 特別救助隊及び救急隊が連携し組織的な人命救助・救急活動を行う。
- (4) 警視庁、自衛隊、東京DMA T、消防団、防災市民組織等と連携協力し、消火・救助・救急の万全を期する。
- (5) 所定の計画に基づき、多様な手段を活用して、災害情報の収集伝達、防災関係機関との情報交換等を行う。
- (6) 区災害対策本部に参画し、消防的見地から情報提供や助言等を行う。
- (7) 消防ヘリコプター等を活用し、情報収集、部隊投入、救助活動等の各種活動を行う。

2 詳細な取組内容

(1) 消防署における初動態勢の確保

ア 震災態勢

地震の発生危険に関する情報により、地震発生の可能性が強まったと判断し、情報収集体制の強化及び震災消防活動に備える必要があると認めた時は、震災態勢を発令する。

震災態勢が発令されたときは、事前に定める措置を取り、速やかに震災に備える態勢を確保する。

イ 震災非常配備態勢

次の区分により、震災非常配備態勢を発令する。

区分	発令基準	配備人員
震災第一非常配備態勢	次のいずれかによる。 1 気象庁の発表で、東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度5強の地震が発生したとき。 2 東京消防庁及び区市町村（島しょを除く。）の地震計ネットワークによる震度のいずれかが震度5強を示す地震が発生したとき。 3 1の地域に地震が発生し、当該地震による被害状況等により必要と認めるとき。	発令時に勤務している職員及び所要の職員

区分	発令基準	配備人員
震災第二非常配備態勢	次のいずれかによる。 1 気象庁の発表で、東京都23区、東京都多摩東部及び東京都多摩西部のいずれかに震度6弱以上の地震が発生したとき。 2 東京消防庁及び区市町村（島しょを除く。）の地震計ネットワークによる震度のいずれかが震度6弱以上を示す地震が発生したとき。 3 1の地域に震災が発生し、必要と認めるとき。	全職員及び全団員

震災非常配備態勢を発令したときは、事前計画に基づく活動を開始する。

ウ 非常招集

（ア）震災第一非常配備態勢を発令したときは、所要の職員は、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

（イ）震災第二非常配備態勢を発令したときは、全消防職員及び全消防団員が、招集計画に基づき、直ちに所定の場所に参集する。

エ 緊急消防援助隊等の消防活動に関する指揮は消防総監が行う。

オ 災害活動組織として本庁に警防本部、消防方面本部に方面隊本部、消防署に署隊本部をそれぞれ常設している。

（2）震災消防活動

ア 活動方針

（ア）延焼火災が多発したときは、全消防力を挙げて消火活動を行う。

（イ）震災消防活動体制が確立したときは、消火活動と並行して救助・救急等の活動を行う。

（ウ）延焼火災が少ない場合は、救助・救急活動を主力に活動する。

イ 部隊の運用等

（ア）地震に伴う火災、救助、救急等の災害発生件数、規模等により所定の計画に基づき部隊運用及び現場活動を行う。

（イ）地震被害予測システム、延焼シミュレーションシステム、震災消防活動支援システム等の震災消防対策システムを活用し、効率的な部隊運用を図る。

ウ 消火活動

（ア）防火水槽をはじめ、あらゆる水源を活用するとともに、現有の消防部隊及び消防装備を最大限に活用して、火災の早期発見及び一挙鎮圧を図る。

（イ）延焼火災が拡大又は合流し、大規模に延焼拡大した場合は、人命の安全確保を優先し、延焼阻止線活動や避難場所・避難道路の防護活動を行う。

（ウ）道路閉塞、瓦礫等により消火活動が困難な地域では、消防団、住民防災組織等と連携し、可搬ポンプ等を活用して消火活動を実施する。

エ 救助・救急活動

（ア）特別救助隊及び救急隊が連携し、救助・救急資器材を活用して組織的な人命救助・救急活動を行う。通常の消防力では対応が困難な救助事象に対しては、即応対処部隊及び消防救助機動部隊の効果的な投入を行い、迅速な救助

活動を実施する。

- (イ) 消防ヘリコプターやドローンを活用し、航空隊や即応対処部隊による情報収集、災害規模に応じた航空消防救助機動部隊等の効果的な部隊投入による救助活動等の各種活動を行う。
- (ウ) 救助・救急活動に必要な重機、救急資器材等に不足を生じた場合は、関係事業者との協定等に基づく迅速な調達を図り、実効性のある活動を行う。
- (エ) 救急活動に当たっては、医療救護所が開設されるまでの間、消防署に仮救護所を設置するとともに、救助・救急現場に現場救護所を設置し、医療関係機関、消防団員、東京消防庁災害時支援ボランティア等と連携し、救急資器材等を有効に活用して傷病者の救護に当たる。
- (オ) 救急救命士等のトリアージに基づき、緊急度の高い傷病者を最優先とし、救急車等を活用して、医療機関へ迅速に搬送する。
- (カ) 警視庁、自衛隊、東京DMA T、住民防災組織等と連携協力し、救助・救急の万全を期する。

オ 情報収集等

- (ア) 警防本部、方面隊本部、署隊本部は、所定の計画に基づき地震被害予測システムの結果、119番通報、高所見張情報、情報活動隊及び参集職(団)員情報による早期災害情報システム等を活用した情報、ドローンによる上空からの状況確認、消防ヘリコプターによる地震被害判読システム等を活用し、積極的に災害情報収集を行う。
- (イ) 震災消防対策システムを活用し、円滑な情報伝達、管理を行う。
- (ウ) 防災関係機関へ職員を派遣し、相互に知り得た災害の情報交換を行う。

第4節 応援協力・派遣要請

地震により災害が発生した場合、各防災機関はそれぞれの持ち場で応急対策を実施するが、災害の状況に応じては相互に協力して応急対策に当たることになる。

特に被害が広範囲に及んだ場合、区の防災機関のみでは対応が困難なことから、都、他区市町村や民間の協力を得て応急対策を行う。

第1項 応援協力

[各機関]

1 都との協力計画

- (1) 区本部長は、災害が発生し、区的能力では応急対策の万全を期しがたい場合には、必要に応じ、「応急措置等の要請要領」に定める手続により都又は他の区市町村あるいは自衛隊等の協力を都知事に要請するものとする。
- (2) 区は、災害救助法に基づく救助をはじめ、区の区域内で行われる都の応急対策については、積極的に協力するものとする。
- (3) 区は、都知事から他の区市町村又は指定行政機関等に協力することを依頼されたときは、自らの応急措置に支障のない限り協力するものとする。

2 応急措置等の要請要領

- (1) 区が都、他の区市町村及びその他の機関に応援を求める場合には、別に定めるものを除くほか、この計画に定めるところにより要請する。
- (2) 都に対する要請

区本部長は、都に対し応援又は応援のあつせんを求める場合には、都災害対策本部に対し、次に掲げる事項について、無線又は電話をもって要請し、後日文書により改めて処理するものとする。

ア 都に応急措置の実施又は応援を求める場合

(ア) 災害救助法の適用

(震災編第13章予防対策第6節「災害救助法等」参照)

(イ) 罹災者の他地区への移送要請

- a 罹災者の他地区への移送を要請する理由
- b 移送を必要とする罹災者の数
- c 希望する移送先
- d 罹災者の収容を要する期間
- e その他必要な事項

(ウ) 都各部局への応援要請又は応援のあつせんを求める場合

- a 災害の状況及び応援等を要する理由(災害の状況及びあつせんを求める場合はその理由)
- b 応援を希望する機関名
- c 応援を希望する人員、物資、資器材、機械、器具等の品目及び数量

- d 応援を必要とする場所、期間
- e 応援を必要とする活動内容
- f その他必要な事項
- イ 自衛隊、指定公共機関等の応援のあつせんを都に求める場合
 - (ア) 自衛隊災害派遣要請のあつせんを求める場合
 - a 災害の状況及び派遣を要請する理由
 - b 派遣を希望する期間
 - c 派遣を希望する区域及び活動内容
 - d その他参考となるべき事項
 - (イ) 他区市町村、指定公共機関等又は他府県の応援のあつせんを求める場合
 - a 災害の状況及び応援のあつせんを求める理由
 - b 応援を希望する機関名
 - c 応援を希望する物資、資器材、機械、器具等の品名及び数量
 - d 応援を必要とする場所
 - e 応援を必要とする活動内容
 - f その他必要な事項
- ウ 指定公共機関又は他府県の職員の派遣のあつせんを求める場合
 - (ア) 派遣のあつせんを求める理由
 - (イ) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員数
 - (ウ) 派遣を必要とする期間
 - (エ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (オ) その他参考となるべき事項
- エ 日本放送協会、民間放送局への放送依頼のあつせんを求める場合
 - (ア) 放送要請の理由
 - (イ) 放送事項
 - (ウ) 希望する送信日時及び放送系統
 - (エ) その他必要な事項
- (3) 都以外の機関に対する要請

他の区市町村、指定公共機関等、都以外の防災機関に対して応援を求める場合は、応援協定を締結している機関等を除き、原則として都災害対策本部を通じて要請するものとする。ただし、そのいとまがない場合には、都に対する要請に準じて直接要請し、事後速やかに都に連絡するものとする。

第2項 他区市町村協力

[区]

区は、災害対策基本法第67条の規定及び他自治体との相互協力協定等に基づき、応急措置を実施するため必要があると認めたときは、他の区市町村長等に対し、応援を要請する。

※ III-01：自治体との協力協定一覧（別冊P205参照）＜再掲＞

第1章
区、区民、防災機関等の
基本的責務と役割

第2章
区民と地域の防災力向上

第3章
安全な都市づくりの実現

第4章
安全な交通ネットワーク
及びライフライン等の確保

第5章
津波等対策

第6章
広域的な視点からの応急
対応力の強化

第7章
情報通信の確保

第8章
医療救護・保健等対策

第3項 民間協力

[各機関]

区は、応急・復旧活動及びそれに伴う応急・復旧資器材、人員、輸送車両等が必要な場合は民間協力団体等との協定に基づき、協力を要請する。

※ III-02：民間団体等との協力協定一覧（別冊 P207 参照）＜再掲＞

第4項 各機関の経費負担

[各機関]

国から区に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他府県、他市町村から区に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による（災害対策基本法施行令第18条）。

第5項 警察災害派遣隊の派遣要請（警視庁）

[区、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署]

大規模な災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合における警察災害派遣隊の派遣に関し、都公安委員会は、警察庁または他の道府県公安委員会に対して援助の要求をすることができる。

前項により都公安委員会が他の道府県公安委員会に対して援助の要求をしようとするときは、あらかじめ（やむを得ない場合においては、事後に）必要な事項を警察庁に連絡しなければならない。

都公安委員会からの援助の要求により派遣された警察庁または道府県警察の警察官は、援助の要求をした都公安委員会の管理する警視庁の管轄区域内において、当該公安委員会の管理の下に、職権を行うことができる。

第6項 緊急消防援助隊に対する応援要請（東京消防庁）

[区、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

消防総監等は、震災、水災等の大規模災害等の状況により、現有する消防力等だけでは十分な対応が取れないと判断したときは、速やかに都知事に対して、緊急消防援助隊の応援要請を行う。

都知事は、応援要請を受けた場合、都内の被災状況、消防力及び相互応援状況等から緊急消防援助隊の応援が必要と判断したときは、速やかに消防庁長官に対して応援要請を行う。この場合、都知事は、消防庁長官に対して応援要請を行った旨を、消防総監等に連絡する。

【消防相互応援協力】

項目	内容
協力体制	○ 地震による同時多発火災等が発生し、現有消防力を結集しても消防力に不足の生ずることが見込まれる場合は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条に基づき、消防相互応援協定を締結している消防本部及び消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊等の応援を受け、消防の任務を遂行する。
応援要請の手続	○ 消防相互応援協定に基づく応援要請は、協定の定めにより、消防総監が協定締結先の消防長に対して行う。 ○ 緊急消防援助隊の応援要請は、消防総監が、災害の状況及び消防相互応援協定に基づく応援のみでは十分な対応が取れないと判断したとき、知事に対して緊急消防援助隊の出場を要請する。
受援に係る体制の整備	○ 緊急消防援助隊等の活動が効果的に行えるよう、次のとおり受援に係る体制を整備する。 ・指揮、連絡体制の整備 ・燃料、食料等の補給体制の整備 ・受入体制・施設の整備 ・応援航空機の活動拠点の整備

第7項 自衛隊への災害派遣要請の要求

[区、陸上自衛隊]

1 要請の時期

災害が発生し、又は発生するおそれがあり、人命又は財産の保護のため区本部長が必要と認めたときに要請を要求するものとする。

2 要請の方法

自衛隊への災害派遣要請を求める場合の方法は、応急対策第4節第1項「応援協力」を参照のこと。

3 災害派遣部隊の活動範囲

災害派遣部隊の実施する業務は、おおむね次のとおりである。

- (1) 被害状況の把握
- (2) 避難の援助
- (3) 行方不明者等の搜索活動
- (4) 水防活動
- (5) 消防活動
- (6) 道路又は水路の啓開
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 人員及び物資の緊急輸送
- (9) 被災者生活支援
- (10) 救援物資の無償貸付又は譲与
- (11) 危険物の保安及び除去
- (12) その他臨機の措置等

4 派遣部隊の受入態勢

- (1) 作業計画及び資材等の準備を行う。
- (2) 自衛隊災害派遣を要請した場合には、応援を求める作業について、速やかに作業計画を樹立するとともに必要な資器材の確保に努めるものとする。
- (3) 派遣部隊が到着した場合には、派遣部隊を誘導するとともに部隊の責任者と作業計画について協議調整のうえ必要な措置を取るものとする。

※ VII-03：へり発着場基準及び標示要領（別冊 P319 参照）

5 緊急の場合の連絡

自衛隊に対する災害派遣の要請の要求は、都災害対策本部を経由して行うものとするが、災害に際し、通信途絶等により区本部長が都本部長に対して災害派遣要請を要求できない場合には、区本部長が直接自衛隊に要請する。この場合、速やかに都災害対策本部に通知する。

※ IV-14：緊急の場合の連絡先（自衛隊）（別冊 P237 参照）

第5節 労働力の確保

[区]

災害時に必要となる労務供給については、東京労働局、公益財団法人東京都福祉財団城北労働・福祉センターに協力を求め、労働者の確保に努める。

1 労務供給手続（要請・引渡し等）

（1）区災対各部は、労働者を必要とするときは、災対総務部人事隊に要請する。

※ VI-02：労働者調達請求書（別冊 P294 参照）

（2）区は、所要人員を一括して東京労働局及び城北労働・福祉センターに労務供給（労働者の確保又は求職者の紹介）を要請する。

（3）労務供給を要請した場合、区は、労務確保の通報受理後速やかに労働者輸送等の配車措置を講じ、待機場所において労働者の引渡しを受ける。

（4）区は、作業終了後において、労働者を待機場所又は適宜の交通機関まで輸送することについて協力する。

（5）賃金（公共事業設計労務単価表に定めるものとする）は、区であらかじめ予算措置を講じ、就労現場において作業終了後直ちに支払うものとする。

第6節 応急活動拠点の使用調整

[区、陸上自衛隊、警視庁第七方面本部、本所・向島警察署、東京消防庁第七消防方面本部、本所・向島消防署]

地震が発生したとき、応急活動を効果的に実施するために、応急対策上重要な役割を果たすオープンスペースの使用について、必要に応じて、区災害対策本部で総合的に調整する。

区災害対策本部は、地震発生後、オープンスペースの被害状況、使用の可否について、都、区各部、関係機関等から情報収集し、その状況について継続的に把握する。

区は、オープンスペースの利用要望を都災害対策本部に提出する。

● 復旧対策

第1節 活動体制

応急対策第1節「活動体制」に準ずる。

第2節 警視庁による警備活動

応急対策第2節「警視庁による警備活動」に準ずる。

第3節 東京消防庁による救助・救急活動

応急対策第3節「東京消防庁による消火・救助・救急活動」に準ずる。

第4節 応援協力・派遣要請

応急対策第4節「応援協力・派遣要請」に準ずる。

第5節 労働力の確保

応急対策第5節「労働力の確保」に準ずる。

第6節 応急活動拠点の使用調整

応急対策第6節「応急活動拠点の使用調整」に準ずる。